（平成14年６月28日公表）

中山間地域等直接支払制度の取組事例

平 成 １ ４ 年 ６ 月
農林水産省農村振興局

目　　次

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
○賃借料を一部助成し農用地の流動化を促進（北海道旭川市東鷹栖）
○耕作放棄率等の高い地区での耕作放棄地の発生防止（岩手県下閉伊郡岩泉町江川）
○有害獣防除施設の設置を助成（岐阜県不破郡垂井町西岩手第１）
○徹底したイノシシ被害対策で生産意欲の向上（広島県高田郡吉田町於手保）
○耕作放棄保険による耕作放棄地の発生防止（山口県玖珂郡周東町ひよじ）
○農作業受託組織を立ち上げ、農用地の管理を推進（徳島県海部郡牟岐町笹見）
○法面の除草を共同で実施（愛媛県上浮穴郡小田町立石尾首）
○耕作放棄になりやすい田を畑に転換（高知県香美郡香北町西部中央）
○耕作放棄率等の高い地区での耕作放棄地の復旧（沖縄県名護市安部）

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
○「美しいむらづくり」で村のイメージアップ（青森県西津軽郡岩崎村小礒）
○耕作放棄地を復元し景観形成作物を作付け（千葉県安房郡三芳村西之谷）
○ホタルが飛び交う環境づくりに向けた取組（岐阜県加茂郡川辺町鹿塩地区中部）
○市民農園を通じた都市住民との交流（愛知県豊田市千鳥）
○周辺林地の下草刈りを町森林組合に委託（島根県大原郡大東町杉谷）
○周辺林地を含めた草刈りで集落を美化（岡山県勝田郡勝北町山形－１）

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
○そばへの転作を通じた地域の活性化（宮城県柴田郡川崎町古関）
○大型機械購入、農作業受委託による省コスト化（山形県東田川郡朝日村中村）
○収益の向上を目指した有機無農薬栽培の展開（群馬県群馬郡倉渕村鳴石）
○ユズの有機栽培による「有機の里」づくり（徳島県美馬郡木屋平村森遠）
○収益向上を狙ったポンカン等への改植（愛媛県東宇和郡明浜町渡江）

＜担い手の定着に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４１
○担い手の育成のため、協議会を設立（北海道苫前郡羽幌町羽幌）
○コントラクター組織を設立し農作業の効率化を促進（北海道広尾郡忠類村忠類）
○生活・生産環境を整備し、担い手の定着を促進（北海道川上郡標茶町標茶）
○集落内外の担い手農家に利用権を設定（愛知県東加茂郡下山村大林）
○集落営農の法人化に向けた取組（兵庫県佐用郡南光町東徳久）
○農事組合法人に農用地を集積（鳥取県日野郡日南町笠木）
○営農組織の法人化に向けた取組（島根県鹿足郡日原町堤田）
○集落協定締結を契機として特定農業法人化（山口県阿武郡むつみ村小国）
○営農集団を担い手と位置付け農作業受委託を促進（香川県綾歌郡綾上町四歩市上下）
○営農組合による転作作物の作業受委託を促進（熊本県本渡市宮地岳）

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞
・・・・・・・・　６１
○酪農家による１村１協定（北海道宗谷郡猿払村猿払地区）
○営農組合が６協定の共通事務局を担当（岩手県北上市上台等６集落協定）
○法人を設立し農用地集積・作業委託等を推進（岩手県江刺市小田代水稲組合）
○担い手とその他の農家との分担による複合経営（山形県天童市田麦野）
○ＪＡ支店内の集落をまとめて協定を締結（山形県東置賜郡川西町東 沢）
○農業公社と連携し観光農業を推進（福島県南会津郡舘岩村押戸）
○非農家を含めた集落環境整備の取組（愛知県東加茂郡下山村神殿）
○市民との連携による耕作放棄の防止（京都府舞鶴市杉山）
○ボランティアの受け入れ等により都市住民と交流（兵庫県三田市上槻瀬）
○鳥獣害防止のため隣接集落と連携、また効率的な農業生産活動を行うため組織間の連携
（高知県高岡郡窪川町ビレッジ影野）
○小学校と連携し農業体験を実施（熊本県玉名郡三加和町上吉地）
○ボランティアの協力により野焼きを再興（熊本県阿蘇郡南小国町扇牧野組合）
○姑と嫁の参加による世代間の連携（熊本県葦北郡田浦町田浦Ｂ）
○都市住民との交流に向けた取組（沖縄県国頭郡本部町伊豆味）

＜「連携」をキーワードとした事例（施策間の連携に特徴のある事例）＞・・・・・・・・　８９
○県の独自政策との連携（新潟県刈羽郡高柳町荻ノ島）
○棚田オーナーを核とした施策間の連携（富山県氷見市長坂）
○県単独事業を活用して集落全体の活性化を目指す（鳥取県八頭郡河原町神馬）
○町単独補助による対象外農用地との一体的な取組（山口県阿武郡阿東町徳佐上中）

＜「連携」をキーワードとした事例（推進機関・関係団体との連携に特徴のある事例）＞
・・・・・・・・　９７
○協定の事務を農協に委託（北海道根室市根室）
○ほ場整備組合と連携し活動を推進（福島県いわき市中寺）
○農協が会計事務を担当し協定活動を支援（長野県飯山市柳 原地区中山間地域振興委員会）
○土地改良区・水利組合との連携（静岡県引佐郡三ヶ日町三ヶ日町南部等４集落協定）
○会計経理等の事務を行う職員を雇用（三重県阿山郡阿山町音羽）
○協定の事務を土地改良区に委託（鳥取県岩美郡岩美町小田南部地区営農組合）
○生産組合が中心となって活動を推進（岡山県久米郡久米南町里方北）
○町内の協定締結全集落で会計事務等について連携
（大分県直入郡直入町南部地域等31集落協定）
○農協が会計事務を担当し協定活動を支援（沖縄県島尻郡北大東村北大東村農業集落協定）
○土地改良区が事務処理を担当（沖縄県八重山郡竹富町大富地区）

＜交付金の交付配分に特徴のある事例＞・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
○個人への配分９０％（和歌山県有田郡湯浅町田）
○個人への配分９６％（和歌山県日高郡南部川村東 本 庄13）
○個人への配分１００％（高知県香美郡土佐山田町平山１）
○個人への配分９５％（佐賀県佐賀郡大和町柚木）
○共同取組活動への配分１００％（鳥取県東伯郡三朝町吉尾）

＜個別協定事例（認定農業者等の個人が参加している事例）＞・・・・・・・・・・・・・・１２７
○自作地を含め景観形成作物を作付け（群馬県沼田市：認定農業者）
○農業所得の増加による営農意欲の向上（愛知県東加茂郡下山村：認定農業者）
○受委託の正しいあり方に対する理解の向上に貢献
（愛知県北設楽郡稲武町：認定農業者に準ずる者）
○集落協定の締結が困難なため個別協定を締結（愛知県南設楽郡作手村：認定農業者）
○町外在住者の農用地を認定農業者が受託（広島県双三郡吉舎町：認定農業者）

＜個別協定事例（生産組織等の組織が参加している事例）＞・・・・・・・・・・・・・・１３２
○地域農産品を創出するための実証展示圃を運営（青森県下北郡脇野沢村：第３セクター）
○放牧場の運営維持に交付金を活用（山形県東村山郡山辺町：農協）
○生産性の低い農用地を再整備（山形県西置賜郡飯豊町：転作組合）
○受託面積を拡大し耕作放棄地の発生を防止（岐阜県瑞浪市：農事組合法人）
○特定農業法人が転作作業受託（島根県益田市：特定農業法人）
○個別協定で農用地の流動化を促進（島根県仁多郡横田町：第３セクター）
○集落協定の締結が困難なため個別協定を締結（沖縄県島尻郡伊平屋村：農協）

用語説明

○対象地域

「特定農山村地域」：特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成５年法律第72号)第２条第４項の規定に基づき公示された特定農山村地域

「振興山村地域」：山村振興法(昭和40年法律第64号)第７条第１項の規定に基づき指定された振興山村地域

「過　疎　地　域」：過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第２条第１項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第１項又は第２項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度までの間に限り、同法附則第５条第１項に規定する特定市町村(同法附則第６条又は第７条の規定により特定市町村の区域とみなされるものを含む。)を含む。)

「半　島　地　域」：半島振興法(昭和60年法律第63号)第２条第１項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

「沖　縄　地　域」：沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)第２条第１項に規定する沖縄

「特　認　地　域」：中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第38号農林水産事務次官依命通知）第４の１(9)の規定に基づき地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○賃借料を一部助成し農用地の流動化を促進

農用地の流動化を促進するために、６年以上の賃借の契約をした場合に、12ha以上の農地耕作者に対して、賃貸地10a当たり標準小作料の20%相当額を助成している。

１．協定締結の経緯

当地域は、優良米の生産地帯として稲作を主体に農業経営を続けてきた地域であるが、米の過剰基調の下で高品質米作りを基本としながらも野菜・小麦・大豆等との複合経営や、高齢化や担い手不足による農用地や水利施設の保全のあり方についてが大きな課題となっていた。

なお、平成13年度に特認地域基準の変更があり、当地区が直接支払制度の対象となった。

集落協定の概要

市町村名	北海道旭川市（あさひかわし）			
集落協定名	東鷹栖（ひがしたかす）			
対象地域	特認地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
486ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
1億212万円	共同取組活動分	事務費、会議費等		2%
	（52%）	水路農道管理		7%
		多面的機能増進活動（用水路法面のハーブ移植等）		2%
		生産性向上・担い手定着（賃借料一部助成等）		41%
協定参加者	農業者	413人		
417人等	その他	4（うち非農業者2人）		

協定締結にあたっては、協定参加者のほぼ全員が、当地域の東鷹栖農協・旭鷹土地改良区の構成員であり、地域課題も共有していることから、両団体が中心となり本制度の打合せ会議の開催を実施し、東鷹栖中山間地域等直接支払制度推進協議会を設立し地域全体の合意形成を図った。

２．取り組みの内容

特徴的な取組として、農用地の流動化をより一層促進するために、交付金を活用して、賃借料の一部助成を行っている。具体的には、６年以上の賃借の契約をした場合に、12ha以上の農地耕作者に対して、賃貸地10a当たり標準小作料の20%相当額を助成することとしている。

また、農協・土地改良区の２団体も協定に参加しており、農協は協定集落内農業者の合意形成や地域農業の振興の方向性の確立を、また土地改良区は農用地や用排水路等の管理を担うとともに、地域の農業委員は農用地の流動化に関する農業者の意見把握等を担っており、３者が共通認識の下に連携して取り組んでいる。更には、農協・土地改良区・農業委員で部会を設置することを検討しており、農用地集積の促進に向けた取組を充実することとしている。

その他、廃プラスチック等の処理の促進を実施し、地域の美化が図られるとともに、農業体験による市民の受け入れや、朝市などを通じて、市民との交流の取組を進めることとしている。

３．取り組みによる効果

本制度の実施に向けた話し合いや共同取組活動の実施により、地域全体の連携が密になるとともに、本制度の実施により農家の農用地管理状況や地域の課題などが明らかになったことにより、今後の地域全体の適切な農用地管理に対する方向性が明確となった。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作放棄率等の高い地区での耕作放棄地の発生防止

市町村裁量事項である高齢化率・耕作放棄率の高い集落の農用地を対象農用地として集落協定を締結し、管理が困難になった農用地が出た場合には、参加者の中で管理する仕組みとしている。

１．協定締結の経緯

当集落では、協定締結以前の農作業は個人での耕作管理が主であった。

最初に町側から個々の対象農用地所有者に対して本制度の説明を行い参加意識を高め、更に地域座談会により対象者全員での参加を前提に集落協定の締結を促進し、協定締結に至った。

集落協定の概要

市町村名	岩手県下閉伊郡岩泉町（しもへいぐんいわいずみちょう）			
集落協定名	江川（えがわ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
20ha	－	10%	90%	－
作目	－	馬鈴薯	牧草	－
交付金額	個人配分分			50%
71万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		4%
		水路農道管理		29%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		14%
		生産性向上・担い手定着（農作業共同化等）		3%
協定参加者 8人	農業者 8人			

２．取り組みの内容

当集落は、高齢化率40％（農業従事者45人、65歳以上の農業従事者18人）、耕作放棄率16％（耕地面積31.8ha、耕作放棄地5.1ha）という農業生産条件に不利性がある集落で、参加者８人の８団地からなる集落協定である。

主な共同取組活動の内容は、農道沿いの草刈りや路面の簡易補修等である。また、耕作前に参加者全員での話し合いにより農用地の管理方法の確認等を行い、耕作放棄地の防止に努めている。

また、担い手の定着に関する目標として、認定農業者の育成を図ることとしており、協定締結時には認定農業者は２名であったが、現在は３名になっている。

更に、集落全体としての目標は、集落による複合経営の実現としているが、畜産や畑わさび等の生産の他に加工型農業の実現までには至っていない。

なお、参加者が何らかの事情により対象地を管理出来なくなった場合には、参加者の中で管理する仕組みとしている。

３．取り組みによる効果

集落内で薄れかけているコミュニケーションが、集落協定締結を機に再構築され、集落内での話し合いの場が復活している。

また、集落協定農用地については、５年間の耕作管理が義務付けられていることから、耕作放棄地の発生防止に対する意識が参加者内で高まっており、管理計画を含めての話し合いの場が定着している。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○有害獣防除施設の設置を助成

イノシシなどによる被害を解消するため、電気柵等の有害獣防除施設の設置にかかる経費の約１／３を交付金で助成している。

１．協定締結の経緯

協定範囲を土地改良区の範囲とすることにより、土地改良区役員、農事改良組合長が協定参加者に対しての説明を行いやすく、また理解も得られやすくなると考え、協定締結にあたっては、町より土地改良区役員、農業委員、農事組合長に対して説明会を開催し、各団体の役員から農業者に対して説明を行い、合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	岐阜県不破郡垂井町（ふわぐんたるいちょう）			
集落協定名	西岩手（にしいわで）第１			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
18ha	99.9%	0.1%	－	－
作目	水稲	さといも	－	－
交付金額	個人配分分			50%
144万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		3%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策等）		9%
		水路農道管理		31%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け、減農薬栽培等）		1%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）		3%
		事務費等		3%
協定参加者	農業者	51人		
53人･組織	生産組織	1		
	水利組合	1		

２．取り組みの内容

当集落は、北側と西側の二方が山林に接しており、法面の大きな箇所も多く、草刈り等の管理が耕作者にとっては大きな負担となっていた。また、毎年イノシシや鹿などによる農作物の被害に悩まされているため、耕作放棄による荒れ地になったり、植林を行ったりした。

こうしたことから、有害獣被害防止対策については、耕作者が設置した電気柵等の有害獣防除施設にかかる経費に対して、経費の約１／３を交付金を活用して助成している。また、法面や山裾の草刈りについても、個人で行うには大変であるが、集落で共同して取り組むことにより負担も軽くなり、集落内での協調性が出てくるなどの効果が現れてきた。なお、草刈りや農道の補修に対する出役については、時間給による賃金を支給している。

このほか、農作業の営農組合への受委託の推進も行っており、平成13年度までに13haの農用地について、受委託がなされた。

３．取り組みによる効果

農作物に対して悪影響を及ぼす農用地の草や、農作業に支障を来す農道の草などの管理について、隣接の耕作者からは言いづらい面があったが、本制度の導入により、集落全体で共同して管理するという意識が芽生え、個人個人が率先して草刈り等の管理を行うようになった。

また、電気柵の設置に関して、今までは個人個人が自分の農用地を守るために設置していたが、協定の締結により、集落内の耕作者と共同で取り組むようになった。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○徹底したイノシシ被害対策で生産意欲の向上

鳥獣被害防止対策として、フェンスの整備・管理やイノシシの巣となる耕作放棄地への植林など、徹底した対策を行うことにより、収穫が確保され、生産意欲の向上が図られている。

１．協定締結の経緯

昭和63年に基盤整備が完了したことを契機に営農組合を設立し、農業機械の共同利用と大豆転作に取り組んだものの、４年後に機械部会を残して解散し、自己完結型農業を行ってきた。

その後、農家の転出、高齢化により耕作放棄地の増加や集落機能の維持が困難となるなど、危機感を抱いていた。

そこで、以前あった営農組合を中心に話し合った結果、集落機能を維持していくためには、本制度の取り組みが不可欠であるとの共通認識を深め、また、集落機能を最大限に発揮できる単位として行政区である集落を協定範囲とする集落協定の締結に至った。

集落協定の概要

市町村名	広島県高田郡吉田町（たかたぐんよしだちょう）			
集落協定名	於手保（おてぼ）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15ha	100%	－	－	－
作目	水稲、ｱｽﾊﾟﾗ、麦	－	－	－
交付金額	個人配分分			3%
319万円	共同取組活動分（97%）	農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策）		86%
		水路農道管理		2%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		3%
		生産性向上・担い手定着（機械購入、研修参加等）		4%
		事務管理等		2%
協定参加者 28人	農業者 28人			

また、協定締結時には、一部の農家が機械部会で農作業機械の共同利用をしており、その後、本制度への取組をきっかけに話し合いが進み、機械部会を継承し、発展する形で平成13年11月に営農組合「於手保農場　夢２１」を設立した。現在は営農組合「於手保農場　夢２１」が主体となって集落協定を運営している。

２．取り組みの内容

話し合いの段階で、この地区の第一の課題はイノシシ、鹿等による鳥獣被害の防止であるという共通認識から、共同取組活動として、フェンス牧柵（於手保ドーム、周囲3.5㎞、高さ1.5m）を整備するとともに、フェンス周辺の管理を共同で行っている。

また、山際の耕作放棄地で既に荒れ地になっていたところを、イノシシの巣とならないように植林を行うなど、交付金を活用して、徹底した鳥獣被害防止対策に取り組んでいる。

なお、交付金の配分については、鳥獣被害の防止が当地区の第一の課題であることから、地区外からの協定参加者には個人配分するものの、残りは全額共同取組活動分に配分している。

３．取り組みによる効果

徹底した鳥獣被害防止対策を行ったため、イノシシ等による被害がなくなり、収穫が確保され、安心感から生産意欲の向上が図られている。

その結果、特にアスパラ、麦、ソバの栽培が拡大され、ソバの栽培・収穫により、年越しそばで世代間の交流が図られるなど、地域の活性化に波及している。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作放棄保険による耕作放棄地の発生防止

耕作放棄保険として、初年度の交付金のうち、個人配分分を積み立て、耕作不可能となった場合に、積立金から１万円、耕作不可能となった農家が１万円を拠出することで、耕作放棄地を発生させない仕組みとしている。

１．協定締結の経緯

本地区では、女性を中心とする朝市活動が行われており、地域内の意志疎通は比較的良好であった。

更に、ほ場整備の取組が加わり、ほ場整備の進展に併せて話し合いが行われ、平成12年４月に営農組合（集落営農組織）を設立した。

この集落営農組織の話し合いの場が、協定締結の合意形成の話し合いの場となった。

集落協定の概要

市町村名	山口県玖珂郡周東町（くがぐんしゅうとうちょう）				
集落協定名	ひよじ				
対象地域	特定農山村、振興山村地域				
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地	
33ha	100%	－	－	－	
作目	水稲	－	－	－	
交付金額	個人配分分			50%	
571万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		3%	
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策等）		30%	
		水路農道管理		11%	
		多面的機能増進活動（体験農園の開設・運営）		3%	
		生産性・収益向上（農作業受委託）		3%	
		担い手定着（研修参加等）		1%未満	
協定参加者	農業者	37人			
37人					

２．取り組みの内容

農地保全に必要な経費を２万円/10aと試算し、初年度の交付金のうち個人配分分を耕作放棄保険として積み立てた。

耕作ができなくなった場合、耕作放棄保険の積立金から１万円、耕作ができなくなった農家が１万円を拠出することで、農地の保全作業を地域で調整し、耕作放棄地を発生させない仕組みとしている。

３．取り組みによる効果

話し合い活動を継続する中で、本制度への取組が、ほ場整備の取組と重なったこともあって、農地の保全や有効活用、後継者育成など、集落の将来について意識が高まった。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○農作業受託組織を立ち上げ、農用地の管理を推進

地区内の認定農業者等で構成するファームサービス事業体を立ち上げ、農用地の維持・管理作業の受委託を推進することにより､耕作放棄地の発生防止を図っている。

1．協定締結の経緯

当地区では、協定締結以前から集落会、分館等を中心として草刈り、溝掃除等を行っており、高齢化による耕作放棄地の発生防止や集落の夏祭り等による集落の活性化の推進のために、本制度に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、集落会長、農業委員、実行組長、分館長、認定農業者候補等の各役員を中心として話し合いを行うとともに、町の指導により合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	徳島県海部郡牟岐町（かいふぐんむぎちょう）			
集落協定名	笹見（ささみ）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
14ha	100%	－	－	－
作目	水稲、細ねぎ	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
285万円	共同取組活動分	役員報酬・水路農道管理等		43%
	（50%）	夏祭り等		7%
協定参加者	農業者	24人		
24人				

２．取り組みの内容

協定締結時には認定農業者は０名であったが、その後３名に増加するとともに、認定農業者３名と集落協定参加者２名で構成するファームサービス事業体を立ち上げた。そのため、ファームサービス事業体が農用地の維持・管理作業を受託し、ファームサービス事業体への農地集積を行うことにより、効率的な農用地の維持・管理につなげていくとともに、高齢化による耕作放棄地の発生防止を図っている。

その他、町天然記念物であるムクノキを中心とした集落の夏祭りの開催（７月下旬）や年２回の周辺林地の下草刈り等の多面的機能を増進する活動を行い、地域の活性化を推進している。

３．取り組みによる効果

本制度の導入に伴い集落の集会が多くなり、今後の農業及び集落の将来等活性化に向けた話し合いが行われている。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○法面の除草を共同で実施

交付金を活用して草刈り機を８台購入し、農道等の除草だけでなく、集落内の農地の法面の除草を共同で行っている。

１．協定締結の経緯

当地区では、耕作放棄は発生していないが、高齢化が進んでいることで作付が減退し、地域農業の将来が心配されていた。

集落ではこれまでも月１回会合を持っていたが、本制度が発足して集まりの機会が増え、その中でみんなで対応しないと集落の営農が継続されないという考えから協定を締結した。

小田町には68集落あり、多くの協定は大字単位で締結されている。当地区も大字でいえば４集落が含まれ、祭りなどの行事は大字単位で行われているが、地形的に離れていることから、集落単位で協定を締結した。

集落協定の概要

市町村名	愛媛県上浮穴郡小田町（かみうけなぐんおだちょう）			
集落協定名	立石尾首（たていしおくび）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
10ha	23%	77%	－	－
作目	水稲	葉たばこ、栗、柿	－	－
交付金額	個人配分分			50%
140万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		14%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策）		1%
		水路農道管理		34%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		1%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託等）		1%未満
協定参加者	農業者	10人		
10人				

また、協定締結にあたっては、集落内に役場職員が在住していることから、職員と集落自治会長を中心に集落座談会を何度か開催し合意を図った。

２．取り組みの内容

交付金を活用して草刈り機を購入し、農道等の除草だけでなく、集落内の農地の法面の除草を共同で行っている。

（購入台数：８台
購入金額：約39万円）

３．取り組みによる効果

本制度への取り組みにより、みんなで集まって話す機会が増え、集落の集団意識が強くなり、話す内容も幅広い内容になった。例えば、簡易水道が整備されたので体験農園など都市と農村の交流的なことをしたらどうかなど、地域の活性化につながる明るい話題が出るようになった。

また、農家の子弟等は、これまでは農繁期に自家農業の手伝いをする程度だったのが、協定が締結されてから草刈りなどの共同作業に参加するようになるなど、農業に対する前向きな姿勢も見られるようになった。

これらは、現在は何とか耕作を継続しているが、高齢化の現実と、集落協定という共同取組、交付金の共同配分という仕組みの中で、みんなで話し合いを重ね活動することで、個々の対応では集落営農の継続が難しいということ、共同作業が必要だということが意識されつつあることによるものと思われる。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作放棄になりやすい田を畑に転換

耕作放棄になりやすい田を畑（柚子）に転換することにより、耕作放棄の発生防止を図っている。

１．協定締結の経緯

当地区は、昔から銘柄米の産地であり、オペレーター的な農家が個人機械を使って受託作業を行っていた。

協定締結にあたって、まず営農協議会の園芸部会で本制度の話があり、その後町から行政区の代表を通じて、集落の総会で話し合いを行った。その際に、農業委員が推進役の中心となり、７人程度で各戸をまわり、農用地面積の確認など、合意形成を図った。

最初は行政区の範囲で話し合いがあったが、出入り作の関係で二つに分かれて協定を締結することとなった。

集落協定の概要

市町村名	高知県香美郡香北町（かみぐんかほくちょう）			
集落協定名	西部中央（せいぶちゅうおう）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
18ha	96%	4%	－	－
作目	水稲	ニラ	－	－
交付金額	個人配分分			70%
381万円	共同取組活動分（30%）	役員報酬		3%
		水路農道管理		9%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け、公園管理）		1%
		運営費、積立金		17%
協定参加者	農業者	36人		
37人･組織	水利組合	1		

２．取り組みの内容

田のうち耕作放棄地になりやすいところを、畑（柚子）に転換し、耕作放棄の発生を防止することとし、現在までに20aについて柚子の植栽を行った。

また、農用地に近い集落の山林（周辺林地）を、集落の憩いの場の公園として整備し、草刈り等の管理を共同取組活動として行っている。

その他の取組として、５つの水系の水利組合による道水路の維持管理や共同乾燥施設の整備による生産性・収益の向上を図ることとしている。

３．取り組みによる効果

集落協定の締結により、高齢化で耕作できなくなった場合でも、耕作放棄地にならずに、他の者に耕作してもらえるという安心感ができた。

また、集落協定の取り組みによって共同意識が強くなり、道水路の管理作業への参加者が増加した。

＜農用地等の維持・管理に特徴のある事例＞

○耕作放棄率等の高い地区での耕作放棄地の復旧

市町村裁量事項である高齢化率・耕作放棄率の高い集落の農用地を対象農用地として集落協定を締結し、耕作放棄地の復旧に取り組んでいる。

１．協定締結の経緯

集落協定締結以前は、集落内の耕作放棄率が過去最高水準に達しており、耕作放棄地の復旧に取り組もうにも、既に集落内農業者の高齢化は進み、若者の農業離れが顕著であり後継者が不在の状況だった。

集落農業者の大半がこの状況に危機意識を抱いていた矢先、市担当者より直接支払制度の説明があり、集落で検討された。制度自体が耕作放棄の発生防止を定めており、耕作放棄地の解消についての集落の意識も高まっていたことから、集落の合意形成は進み協定締結に至った。

集落内の平場農用地を含めた全農用地が対象であり、集落内全農家の参加を呼びかけている。その理由として、耕作放棄の防止活動は全員参加でなければ効果が薄いとの共通認識があり、草刈り等の農地・農道の管理については協定参加者以外の農地も対象にしている。また、入作者も対象としている。

集落協定の概要

市町村名	沖縄県名護市（なごし）			
集落協定名	安部（あぶ）			
対象地域	特定農山村、沖縄地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
21ha	－	100%	－	－
作目	－	ｲﾝｹﾞﾝ、ﾆｶﾞｳﾘ、ｶﾎﾞﾁｬ	－	－
交付金額	個人配分分			0%
76万円	共同取組活動分（100%）	役員報酬		20%
		農用地に関する事項（鳥獣被害防止対策）		35%
		水路農道管理		15%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け）		15%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、利用権設定等）		15%
協定参加者	農業者	25人		
25人				

当初は、合意形成が円滑に進む可能性のある10人程度の集落協定を想定していたが、集落の農家からは集落全体で取り組むべきであるとの意見が多かったため、非農家を含めた集落全体の説明会を行い、数回の会合を経た結果、行政区が主体となって耕作放棄地の解消等について取りまとめ、集落協定の締結に至った。

２．取り組みの内容

直接支払制度の導入によって、集落全体の会合である「ゆんたく会」が復活し、土地改良区と合同で集落内農地の草刈り等共同作業を行っている。なお、共同作業の範囲内は集落全域とし、非参加者の農用地も対象になっている。

協定の目標である耕作放棄地の解消については、「ゆんたく会」で耕作放棄地の権原者を交え、農地の有効活用を検討した。その結果、平成13年度に集落内のリーダー的農業者３名で立ち上げた生産組織との間で、県農業開発公社を通して利用権の設定等を行い、遊休農地解消総合対策事業の導入による面整備を実施し、既耕作放棄地1.55haを復旧した。また、自作地においても農家単独で面整備を行い、1.26haの耕作放棄地を解消している。

集落内には耕作放棄地が現在11.36haあるものの、平成13年度に2.81haの耕作放棄地を解消した実績があることから、今後も継続して遊休農地の解消に当たっていくこととしている。また、農地の受け手も不足していたが、平成14年度に入り30代男性の新規就農者が１名あった。

（・利用権の設定等 52,015㎡、受け手３名、出し手５名
・耕作放棄地の解消面積 2.81ha、耕作放棄地の新規発生 0ha、解消率19.8%）

３．取り組みによる効果

協定締結以前は、高齢者が多く後継者不足のため耕作放棄地の発生防止・解消活動に消極的であったが、協定締結による話し合いを契機として、集落内農家に農地は集落の財産という意識が芽生え、耕作放棄地の解消が図られている。

また、集落説明会等により集落と役所担当職員との関係が密になり、遊休農地解消総合対策事業の導入、生産組織の立ち上げ、男女共同参画の推進等に繋がっていった点も大きな効果の一つである。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○「美しいむらづくり」で村のイメージアップ

集落の空き地や民家周辺への花壇作りや水路や畦畔の草刈り等により、景観形成を通じた「美しいむらづくり」に取り組んでいる。

1．協定締結の経緯

岩崎村では、県内外から訪れる観光客に対する村のイメージアップを図るという観点から、「美しいむらづくり運動」を展開しており、村内集落では以前から農村の景観という面の意識があり、本制度導入により実効ある活動ができると判断し、協定締結に至った。

協定締結にあたっては、集落毎に何度も村役場職員が本制度の説明をするなど、従来からの集落のまとめ役と連携して、集落の合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	青森県西津軽郡岩崎村（にしつがるぐんいわさきむら）			
集落協定名	小礒（こいそ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
11ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
86万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		1%
		農用地に関する事項（法面管理）		13%
		水路農道管理		27%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け等）		9%
協定参加者 14人	農業者 14人			

２．取り組みの内容

多面的機能を増進する活動として、景観形成を通じた「美しいむらづくり」に取り組んでいる。具体的には、協定参加者が一体となり、水路や畦畔の維持管理や草刈り、米のカメムシ被害等を防ぐための周辺の草刈りのほか、集落の空き地や民家周辺への花壇作り（ベゴニヤ、サルビア、ヒマワリ等、約100㎡）など、集落の景観に配慮した取組み（美しいむらづくり）を行っている。

また、将来は交付金を活用し、観光客の休憩所等の簡易な施設の整備を目指している。

３．取り組みによる効果

岩崎村は、世界遺産である白神山地の西の玄関口として有名であり、集落ぐるみでの景観形成の取組（美しいむらづくり）による村のイメージアップで、さらに観光客が増加し、より一層都市住民との交流が盛んになるものと思われる。

共同取組活動等により集落の人がお互いに顔を合わせる回数が増えるなど、コミュニケーションがとれ、集落で様々なことを話し合う機会が増えた。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○耕作放棄地を復元し景観形成作物を作付け

耕作放棄地を復元し、コスモス・ヒマワリ等の景観形成作物の作付を行うとともに、集落内の草刈りにより美しい田園風景が蘇りつつある。

1．協定締結の経緯

集落協定の締結前は、不在地主による耕作放棄地が60a程度、農振農用地内に点在しており、その耕作放棄地を復元し活用しようとする意識はなかったが、「このまま推移すると農家に力が無くなり、耕作放棄地が増加し取り返しがつかなくなってしまう。」という危機感があったことから、既耕作放棄地を取り込んで協定を締結した。

集落協定の概要

市町村名	千葉県安房郡三芳村（あわぐんみよしむら）			
集落協定名	西之谷（にしのやつ）			
対象地域	半島地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
15ha	99%	1%	―	―
作目	水稲、飼料作物、食用菜花		―	―
交付金額	個人配分分			42%
218万円	共同取組活動分			58%
協定参加者	農業者	30人		
33人・組織	水利組合	2		
	その他	1		

協定締結にあたり、村から集落へは、「本制度は、集落がその気にさえなれば、交付金を集落の実情に合わせて多用途に使用できる」ことと、「（５年間の耕作に対する不安をなるべく取り除くため）将来に向けて村も応援するので共に交流型農業の導入など、新しい農業に取組んでいきましょう」という２点を重点に説明した。その後は、若い頃から集落のリーダー的な存在だった人が、集落内での調整を行い集落協定を結ぶことができた。

２．取り組みの内容

協定締結年度は、耕作放棄されていた農用地を約90a復元し、コスモス・ヒマワリ等の景観形成作物の作付を行ったが、現在は、他集落の担い手農家により菜花・飼料作物の作付が行われている。

また、生産性・収益の向上に関する目標として位置付けた食用菜花の作付けについては、作付面積が裏作を含め約1,800㎡となった。

その他交付金の配分の特徴として、交付金を急傾斜・緩傾斜の区別をせずに、平均単価を算出して配分を行っている。

３．取り組みによる効果

本制度の取組により、今まで放置されていた耕作放棄地を集落で復元したことにより、集落全体の農地の管理や耕作に対する意識に変化が生じるとともに、農道・水路・土手の除草作業が今まで以上に実施されるようになり、農地の周辺や集落内の雑草が無くなり、美しい田園風景が蘇りつつある。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○ホタルが飛び交う環境づくりに向けた取組

ホタルの繁殖に向けた環境づくりや景観形成作物の作付けといった活動を通じて、農村の伝統文化の伝承や自然と人とのふれあいを目指している。

1．協定締結の経緯

当地区では、農用地の保全については自己所有地の適正管理、水路・農道についてはそれぞれの管理工区長の指示による管理が行われていた。

協定締結にあたっては、当初、本制度の内容についてなかなか理解が得られなかったが、県・町職員が何度も出向き、制度の主旨や交付金の使途について説明するとともに、特に「今後、この集落をどのようにしていきたいのか。また、この地域の子供達に何を残していくべきか。」など現状と課題を提起し、合意形成に至った。

集落協定の概要

市町村名	岐阜県加茂郡川辺町（かもぐんかわべちょう）			
集落協定名	鹿塩（かしお）地区中部			
対象地域	特定農山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3ha	91%	9%	―	―
作目	水稲、レンゲ	なす、きゅうり	―	―
交付金額	個人配分分			47%
44万円	共同取組活動分	役員報酬		11%
	（53%）	農用地に関する事項（法面管理）		16%
		水路農道管理		9%
		多面的機能増進活動（ホタルの保護等）		5%
		生産性向上・担い手定着		3%
		協定参加者による調整会議費		9%
協定参加者	農業者	20人		
20人				

２．取り組みの内容

本地区には、昔からホタルが生息していたが、近年は自然環境の変化により昔ほど多くは見られなくなった。そのため、昔のように多くのホタルが飛び交うような環境づくりに努めることとしている。

そうしたことから、手始めにホタルの幼虫の餌となるカワニナの生息状況を調査し、それを基に繁殖に取り組むこととしている。また、４種類のグランドカバーの小ポットを購入して増殖を図り、観賞用の花として畦畔等に植えることも計画しており、多面的機能の増進に向けた活動に積極的に取り組んでいる。

また、こうした活動を通じて、子供とお年寄りの参加による農村の伝統文化の伝承や自然と人とのふれあいを目指し、地域の活性化につなげることとしている。

３．取り組みによる効果

協定参加者自らが策定した協定内容に対する責任感から、積極的な活動が行われている。また、協定活動を通じて集落内の意志の疎通が図られている。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○市民農園を通じた都市住民との交流

市民農園を開設し、農園利用者が利用しやすいように町と調整するとともに、都市住民との交流を図っている。

1．協定締結の経緯

当地区は、他の集落から少し離れたところにあるため、人が訪れることもあまりなくのどかであるとともに、高齢者を中心とした農業や若者の土日農業を営んでいる状況であり、活気に欠けていた。

そうした中で、市から本制度の説明を受けたことをきっかけとして、地域の活性化に役立てようと、地元で話し合いを進めた結果、制度に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、農用地に関することであり、生産調整とも関係があるため、農事組合が中心となり集落の合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	愛知県豊田市（とよたし）			
集落協定名	千鳥（ちどり）			
対象地域	特認地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
6ha	100%	―	―	―
作目	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			50%
50万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		6%
		農用地に関する事項（鳥獣被害防止対策等）		6%
		水路農道管理		8%
		多面的機能増進活動（市民農園運営等）		4%
		その他（災害復旧のための積立等）		26%
協定参加者	農業者	14人		
15人	非農業者	1人		

２．取り組みの内容

農用地の荒廃防止と、都市住民との交流を図ることによる地域の活性化に役立てようとの思いから、市の協力を得て個人の農用地を市民農園として提供することとなった。それにあわせて、市の共有物（トイレ、水道）を市民農園の利用者が使用することについて、市としての承諾を得、農園利用者が利用しやすいようにしている。更に、栽培指導者として農業者を選出し、市民農園管理組合を立ち上げ、農協との契約を経て、市民農園の管理・運営を行っている。

協定の主な活動内容として、栽培指導を月２回（冬季１回)、市民農園周辺の草刈管理を年４回、トイレ清掃を随時行っている。

また、地域で採れた野菜等を用いたバーベキューによる農園利用者と町民の交流会を開催し、都市住民との交流を図るとともに、日頃から農園利用者へ声を掛けるように町民に呼びかけている。

３．取り組みによる効果

以前に比べ会合をもつ機会が増え、今後の活動について話し合うようになった。

今後は、市民農園を通じた都市住民との交流による地域の更なる活性化が期待される。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○周辺林地の下草刈りを町森林組合に委託

周辺林地の危険な個所の下草刈りを町森林組合に委託している。また、普及センターと連携した稲作学習会や、米の味見品評会を開催し、農業生産意欲の向上を図っている。

１．協定締結の経緯

当地区では、自治会組織が活動しており、農業関係の活動も自治会が行っていたこともあり、町から自治会組織へ本制度の説明があった際に、自治会で話し合い、自治会の範囲を協定の範囲として取り組むこととなった。

協定参加者は、農用地を所有して耕作している者の他、農業活動の中心となる共同防除組合や範囲が自治会と同じである水利組合も参加している。また、非農家にも呼びかけて、自治会の総会で合意形成を図った。

集落協定の概要

市町村名	島根県大原郡大東町（おおはらぐんだいとうちょう）			
集落協定名	杉谷（すぎたに）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
8ha	89%	11%	－	－
作目	水稲	トマト	－	－
交付金額	個人配分分			1%
119万円	共同取組活動分（99%）	役員報酬		2%
		農用地に関する事項（法面管理、簡易基盤整備）		16%
		水路農道管理		33%
		多面的機能増進活動（景観作物作付け）		3%
		生産性向上・担い手定着（機械購入、研修参加等）		35%
		諸会合費		10%
協定参加者	農業者	14人		
16人･組織	生産組織	1		
	水利組合	1		

２．取り組みの内容

周辺林地の下草刈りを町の森林組合と共同で行っているが、特に危険な個所の下草刈りは町森林組合に作業を委託している。

また、普及センターと連携し、生産性・収益の向上のため、水稲栽培の学習会や米の味見品評会を開催している。

その他、多面的機能の増進のため、景観作物としてレンゲの作付けを行い、現在までに37aについて作付けした。

３．取り組みによる効果

農用地の保全管理について、集落協定での決まり事でもあることから、各自で責任を持つようになり、農用地の管理を意識するようになった。

また、本制度の取組を通じて、水稲学習会や米の味見品評会を行うようになってから、水稲栽培に意欲がでてきた。更に、学習会を通じて、若者が農業に興味を持つようになってきた。

現在、共同防除の共同利用組合があるが、今後は他の農業機械の共同利用への拡大を目指している。

＜多面的機能を増進する活動に特徴のある事例＞

○周辺林地を含めた草刈りで集落を美化

周辺林地の下草刈り、水路の泥上げ、池の堤の管理、町道及び林道沿いの草刈りや協定外農地の法面管理を行い、集落の美化が行われている。

１．協定締結の経緯

協定締結以前から地域環境整備活動として、集落内の農道・水路管理、町道沿いなどの草刈りを実施していたが、農地保全を目的とした集落協定締結により、「耕作放棄された田んぼもきれいにしよう」、「田んぼを荒らしてはいけない」、「荒れると虫もでて、隣の田んぼに迷惑をかける」などをきっかけとして、山際の農地法面や周辺林地の草刈りが徹底されてきた。

協定締結にあたっては、役場が自治会長に本制度の話を持ちかけたことから、自治会長が中心となって推進を図ってきた。

集落協定の概要

市町村名	岡山県勝田郡勝北町（かつたぐんしょうぼくちょう）			
集落協定名	山形（やまがた）－１			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
32ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
677万円	共同取組活動分	役員報酬		4%
	（50%）	農用地に関する事項（法面管理）		1%
		水路農道管理		1%未満
		耕作放棄地対策及び基金		40%
		諸経費		5%
協定参加者	農業者	49人		
49人				

当初は、大字の集まりでどのような範囲で取り組むかが決められ、その後は、協定締結範囲の小字単位で協定内容などを話し合い、その間４～５回の寄り合いを開催し、協定締結に至った。

参加者からは、本当に草刈りができるかどうか不安の声もあったが、寄り合いを重ねる毎にその不安は解消されていった。

２．取り組みの内容

協定の取組として、周辺林地の下草刈り、水路の泥上げ、池の堤の管理、町道及び林道沿いの草刈りなどについて、集落組織を班体制として、年間２回（８月と不定期に１回実施）実施するとともに、各班の役員が、草刈りの状況を点検する体制を整えている。これらの取組は、地域の環境整備活動としても位置づけており、協定外農地の法面も集落で管理している。

特に、周辺林地に係る草刈りは、林地際まででではなく、２メートル程度林地に入ったところまで刈り払うなど、集落全体が管理されている。

また、交付金の共同取組活動分の一部を「備荒貯金」として蓄えており、万一の災害や水路・農道の補修などのために備えている。

３．取り組みによる効果

協定締結をきっかけにして、集落内外から「集落がきれいになった」、「集落がかわった」、「集落での連帯感が強まった」などの感想が寄せられており、集落みんなで取り組んだ成果が見えている。

その要因として、昔から持っている集落の機能が生かされたことに加えて、集落協定締結により、共同して取り組むという意識がさらに高まったことが考えられる。

また、黒大豆価格の変動にともない、集団栽培による生産費の低減と省力化が必要となったことから、共同利用・共同作業への取組につながっている。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○そばへの転作を通じた地域の活性化

水稲の生産調整のため、転作作物としてそばの集団転作による団地化を進めるとともに、「そば祭り」等を開催して地域の活性化を図っている。

１．協定締結の経緯

本地区では、転作作物としてそばの作付けに取り組んできた経緯から、そばの転作を通して地域の活性化に取り組んでいる。そばは２作が可能なことから、交付金を有効に活用すれば益々生産活動が活発となり、地域の活性化につながると考え、協定を締結するに至った。

協定締結にあたっては、町役場と古関集落の行政区長、古関愛隣組合長、そば生産組合長、水利組合が中心となり、合意形成を図った。当地区は、集落が地理的にまとまっていることから、地域のつながりが強く合意形成については、円滑に進んだ。

集落協定の概要

市町村名	宮城県柴田郡川崎町（しばたぐんかわさきまち）			
集落協定名	古関（ふるせき）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
10ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			48%
	共同取組活動分（52%）	役員報酬		7%
		農用地に関する事項（法面管理）		2%
		水路農道管理		29%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		10%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）		2%
		その他		2%
協定参加者 23人	農業者 23人			

２．取り組みの内容

当地区では、水稲の生産調整のため、転作作物としてそばの集団転作による団地化が進められている。そうしたことから、集落内農業者３名（うち２名は認定農業者）からなる「みちのくそば生産組合」を中心に農作業受委託契約を結び、そばの生産を行っている。なお、保全管理水田にそばの作付けを行い、土地の有効利用を図った。

・平成13年８月14日「そば祭り」
転作作物のそば粉を利用して、集落の人達がそば打ちを行い、200食を古関のそばとして試食してもらった。参加人数100名。

・平成14年３月22日「そばを活かした地域興し」
みやぎ地域興しマイスターを活用し「そばを活かした地域興し」の講演会を実施した。集落の人々と意見交換をしながら、そばによる地域興しの夢について話し合った。

３．取り組みによる効果

集落協定に基づく農業生産活動と多面的機能増進活動の実施により、集落の連帯意識が今まで以上に高まった。

また、そばの転作により農業の生産意欲が高まるとともに、農地の貸し借りが活発になるなど、農業の活性化が図られている。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○大型機械購入、農作業受委託による省コスト化

既存の機械利用組合が大型機械を購入する際の助成や農作業の受託を行い、省コスト化を図るとともに、農業法人化を目指している。

１．協定締結の経緯

協定締結以前は、集落内の農家が数人集まり、農業用機械を共同で購入・利用するといった機械利用組合が２つと、集落内の規模の大きい農業者３名が主として集落内の農作業を担っていた。しかしながら組織化しても機械の修繕・更新に係る個人負担が大きく、厳しい状況であった。そのような中で直接支払制度が発足し、集落内の主な農業者が中心となり協定締結となった。

協定締結にあたっては、既存の生産組合が中心となって合意形成を図った。当集落は以前より集落単位で営農をはじめとした種々の活動を行っており、集落内のまとまりもよかったため、合意を得られやすかった。

集落協定の概要

市町村名	山形県東田川郡朝日村（ひがしたがわぐんあさひむら）			
集落協定名	中村（なかむら）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
57ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			47%
1,198万円	共同取組活動分（53%）	役員報酬		3%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策）		2%
		水路農道管理		6%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り）		22%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入、ｵﾍﾟﾚｰﾀｰ募集等）		5%
		大型コンバイン購入のための機械利用組合への助成		10%
		水路工事等		5%
協定参加者	農業者	29人		
30人・組織	生産組織	1		

２．取り組みの内容

集落内農家により組織された既存の機械利用組合がコンバイン等の大型機械を購入するにあたり、交付金を活用して助成を行った。また、集落内の農作業の受託も行い、農家個人の省コスト化を図るとともに、機械利用組合の農業法人化を目指しており、生産性・収益の向上に向けた取組が着実に行われている。

その他の取組として、対象農用地とならなかった農用地に対しても、草刈等の共同作業は同様に行われるという考えから、対象外農用地についても共同作業のための賃金を支払っている。

３．取り組みによる効果

以前から農業用機械を共同で購入していたが、その購入費用が多額にのぼり、農家個人にとって負担が大きかったが、本制度導入により共同機械購入に伴う農家の費用負担が軽減された。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○収益の向上を目指した有機無農薬栽培の展開

新技術の導入や新品種の導入を図るなど、有機無農薬栽培及び高付加価値型農業を推進し、収益の向上に向けた取組を行っている。

１．協定締結の経緯

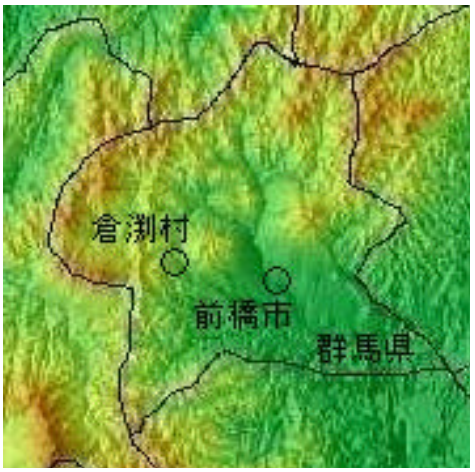

当地区は、各農家がそれぞれの立場で、生産性の向上や地域の活性化を行おうとしていた地域であったため、本制度に取り組むこととした。

協定締結にあたっては、地域内に農業に精通した若者が多く、農家支部長等を中心に数回の打合せ会を持ち、地域の合意形成を図った。

また、集落全体で有機無農薬栽培に取り組み、消費者が安心して食べられる安全な農作物の生産を進め、有機無農薬農法の先進地を目指すこととした。

集落協定の概要

市町村名	群馬県群馬郡倉渕村（ぐんまぐんくらぶちむら）			
集落協定名	鳴石（なるいし）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
32ha	－	100%	－	－
作目	－	有機野菜、ほうれん草	－	－
交付金額	個人配分分			70%
112万円	共同取組活動分（30%）	役員報酬		5%
		農用地に関する事項（法面管理）		3%
		水路農道管理		12%
		生産性向上・担い手定着（新技術、新品種の導入等）		3%
		会議費等		7%
協定参加者	農業者	16人		
16人				

２．取り組みの内容

有機無農薬栽培及び高付加価値型農業の推進を図るため、新技術や新品種の導入を図り、栽培技術等の研修を推進するとともに、土作り等の研究実践や販路拡大のための流通ルートの確保、消費者ニーズの模索等の研究調査も行い、団地化を形成し消費者に頼られる農業を推進し、収益の向上に向けた取組を行っている。

また、その他の取組として、地域に通じる村道（約４㎞）や地域内の水路・農道等の維持管理のための定期的な共同清掃作業、環境美化のため地域内の清掃や空き缶、ゴミ拾い、台風や大雨の際の共同での巡視及び維持作業、露地野菜栽培における渇水期の対応作業、環境に配慮した農業の実践、集落の環境美化活動の推進など、住み良い村づくりのために様々な活動に精力的に取り組んでいる。

更に、協定締結時の当地区の認定農業者は１名であったが、平成13年度までに４名が認定農業者と認定され、当地区での認定農業者は５名と増加し、また、新規就農を志す者の研修の実施など、担い手の育成が図られている。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、話し合い等を通じて、地域の環境は地域の者が協力して守ると言う意識が芽生え、集落協定で決められた事項を、集落の代表者を中心として各人がその役割に応じて実施しており、地域としてのまとまりがでてきている。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○ユズの有機栽培による「有機の里」づくり

柚子部会の組織活動を基本に、県の有機認定を受けながら柚子の有機栽培を実施。

１．協定締結の経緯

基盤整備は全くされていない急傾斜地の樹園地（柚子）である。これまでは、集落組織である常会が３地区に分かれており、農業生産活動や地域活動等についてそれぞれで活動していたが、本協定締結への推進を契機に、３常会が一つにまとまることができた。

また、合意形成に当たっては、各地区に在住している村の職員が中心になり、地区代表として農業委員と協力しながら農用地の調査や説明会を繰り返し協定締結に至っている。

集落協定の概要

市町村名	徳島県美馬郡木屋平村（みまぐんこやだいらそん）			
集落協定名	森遠（もりとう）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
16ha	5%	95%	－	－
作目	水稲	柚子	－	－
交付金額	個人配分分			50%
186万円	共同取組活動分（50%）	農用地に関する事項（法面管理）		5%
		水路農道管理		38%
		多面的機能増進活動（堆きゅう肥の施肥等）		3%
		生産性向上・担い手定着（機械購入等）		1%
		会議費等		3%
協定参加者	農業者	36人		
36人				

２．取り組みの内容

今までは３地区ごとに道水路管理、草刈り等を行っていたが、集落協定を契機に３地区がひとつにまとまって行うようになった。

目的は、有機の里づくりを目指して、県の有機認定を受け柚子の有機栽培を行うこととし、有機肥料代及び草刈り機等について共同取組活動分から支出している。

３．取り組みによる効果

中山間地域という条件不利性はあるものの、地域ぐるみでの柚子の有機栽培に取り組むことにより、安定的かつ効率的な柚子生産が可能となり、柚子の産地化が図られるようになった。

なお、栽培面積は当初目標の500aに達している。

＜生産性・収益の向上に特徴のある事例＞

○収益向上を狙ったポンカン等への改植

価格低迷が続くいよかんからポンカン等への改植や離農した農家から若い担い手への利用権設定を行い、収益向上、農用地の維持を図っている。

1．協定締結の経緯

当地区は、海岸に迫る山の急斜面を切り開いた樹園地でのみかん、いよかん、ポンカンを中心とするかんきつ地帯である。

また、国営南予農業水利事業の受益地でもあり、県営畑地帯総合整備事業で整備した共同防除灌水施設の共同利用体制がとられていた。しかし、高齢化による収穫などの基幹作業が困難な農家が発生したり、みかん価格の低迷による事業負担金の償還などが困難な農家も発生していた。そのような中で、本制度が発足し、施設の管水路の補修などの経費も大きいことから、交付金を活用することで当事業の受益地については耕作を継続していきたいと考えた。

集落協定の概要

市町村名	愛媛県東宇和郡明浜町（ひがしうわぐんあけはまちょう）			
集落協定名	渡江（とのえ）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
49ha	―	100%	―	―
作目	―	温州ﾐｶﾝ、いよかん	―	―
交付金額	個人配分分			50%
560万円	共同取組活動分			50%
協定参加者	農業者　59人			
59人				

協定締結にあたっては、町としては、共同防除灌水組合の範囲が協定締結範囲として妥当と考え、共同防除灌水組合の役員の段階で話し合いを繰り返し、その後、組合の構成員（集落の農業者等）全員による座談会を開き、既存の生産組織としての共同防除灌水組合を範囲として協定を締結した。なお、渡江集落については、集落の範囲のみでは共同防除施設規模の標準的な面積に達していなかったため、隣の集落に隣接している一部農地を組み入れている。

２．取り組みの内容

平成13年に共同防除の受益農地を経営していた農家が離農したときは、耕作放棄地が発生すると虫害などの影響が大きいことから、若い担い手に利用権の設定（110a）を行った。

また、価格低迷が続くいよかんから、付加価値の高い他品種（ポンカン、その他）への改植を行う際に、交付金から苗木購入費の一部を助成したことで、改植が早期に行われた。

・苗木200円×4,829本＝約97万円

その他、多面的機能を増進する活動として、堆きゅう肥の施肥を行っており、ＪＡ堆肥センターで製造した牛糞堆肥を改植苗木などに施肥し、質の高いポンカン等の生産を行っている。

担い手の定着については、認定農業者の育成を図っており、協定締結時は17名であったが、現在は20名となっており、今後の営農の発展が期待される。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、５年間は頑張らないといけないという気持ちが生まれ、仮に営農が出来なくなる人が出てきても、集落みんなで何とかするという共通の認識が生まれている。

また、新規作物の導入について、集落みんなでやるという共通の認識が強まり、交付金からの苗木助成と相まって、いよかんから付加価値の高い他品種への改植が一気に行われた。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○担い手の育成のため、協議会を設立

担い手育成のため、町・農協・農業者等で組織する「農業担い手確保対策協議会」を設立し、新規就農者の受入先農家の確保や農業技術取得のための支援を行う。

1．協定締結の経緯

当町では、本制度に対する農業者の関心が高く、国のホームページ等を閲覧している農業者も多数おり、町、農協に対しても制度実施に向けての要望が強かった。

制度導入に当たり、様々な集落協定範囲が考えられ、一斉防除等を共同で行っている実行組合単位等を協定範囲とする意見が多数を占めたが、一部若手農業者からは、町全体を一本化しようとの意見もあった。

集落協定の概要

市町村名	北海道苫前郡羽幌町（とままえぐんはぼろちょう）			
集落協定名	羽幌（はぼろ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
607ha	96%	―	4%	―
作目	水稲	―	牧草	―
交付金額	個人配分分			50%
5,427万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		3%
		農用地に関する事項（法面管理等）		2%
		水路農道管理		11%
		多面的機能増進活動（集会所清掃、廃屋撤去等）		5%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、機械購入等）		29%
協定参加者	農業者	160人		
163人･組織	生産組織	2		
	非農業者	1人		

町としては、協定範囲は、農業者自らの話し合いの中で決定することが基本と考えたが、将来を見据えた場合、農業者が一丸となって共通の認識を持つ必要があることや、参加者については、対象農用地の有無等について制限をしない方が、将来のためになることを説明した。

これらの結果、町全体で１つの協定を締結し、各種活動の実施のため「班」体制を組むとともに、総括的な経理事務等のために農協が協定に参加することとなった。

２．取り組みの内容

担い手育成のため、各班毎の取組ではなく、集落協定全体での取組を目指して、平成13年11月に町・農業委員会・普及センター・農協・土地改良区・集落協定代表者・各班長（18名）等で組織する「羽幌町農業担い手確保対策協議会」が発足した。今後、協議会では、市町村、農業委員会等と連携し、新規就農者の受入先農家の確保や農業技術取得のための支援を行うほか、農業後継者の配偶者確保対策も行うこととしており、担い手の育成を通じた地域の活性化が期待される。なお、平成14年度に、農業体験実習生の受入を試行的に実施することとしている。

また、当町には既存の共同機械利用組合があるものの、衰退している傾向にあった。そこで、交付金を活用して生産性・収益の向上のために共同使用を目的として、田植機・草刈機・畦塗機・ミニユンボ等の各種農業機械を購入した。

更に、後継者がいない高齢農家が離農せざるを得ない状況となったことから、集落協定における班を中心に話し合いを実施した結果、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画で、離農農用地（水田・畑）5.2haの賃借権設定を担い手農家に行った。

３．取り組みによる効果

本町では農作業等の共同化が非常に遅れており、過去に共同機械利用組合を組織し、農機具等の共同利用による経営費の軽減を目指したが、運営上の問題等から機械更新期等に解散を余儀なくされたことがあった。このことが共同化の障害の一因であったが、交付金を活用して共同機械の購入・共同利用が可能となり、資金難という最大の課題を克服できた。

また、本制度導入時において将来の農業経営についての論議を重ねた結果、これまでの営農では将来が見えないと判断し、地域全体で農業を守っていく意義について、個々が再認識し、農業情勢が厳しいものの、本制度がきっかけになり、新たな営農組織づくりを目指すための基盤となった。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○コントラクター組織を設立し農作業の効率化を促進

本制度の実施により、村内にコントラクター組織が設立され、作業負担の軽減や所有機械の削減による経営費の節減効果が見込まれる。

1．協定締結の経緯

当村では、一部地域で共同作業が実施されているほかは、村全体で事業を実施するような集団性の意識はあまり高くはなく、個別作業が主流であった。しかし、農業労働力不足、高齢化等の問題が少しずつ表面化してきていることもあり、本制度を実施することで長年の検討事項であったコントラクター組織（飼料生産受託組織）の設立が可能と判断されたため、協定締結へと進んでいった。

集落協定の概要

市町村名	北海道広尾郡忠類村（ひろおぐんちゅうるいむら）			
集落協定名	忠類（ちゅうるい）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
3,017ha	－	－	100%	－
作目	－	－	牧草	－
交付金額	個人配分分			20%
4,595万円	共同取組活動分（80%）	役員報酬等		10%
		多面的機能増進活動（農場敷地、国道脇への植栽等）		4%
		生産性向上・担い手定着（農業機械、土壌改良資材購入）		66%
協定参加者 120人	農業者 120人			

協定締結にあたっては、制度の説明及び実施に向けた取組は村及び農業関係機関等で進めたが、実施段階に入ってからは、直接支払制度の集落という考え方を尊重し、農業者自身で構成された「集落代表者会議」で合意形成が進められた。また、協定範囲については、より多くの交付金で大規模な活動を行うため、村内で農業を行なっている農業者全員とした。

２．取り組みの内容

本制度の実施により、労働力不足・労働負担等軽減対策として村内にコントラクター組織が設立され、交付金を活用して、作業機械類一式を購入した。コントラクター事業として、１番草収穫作業（276.5ha)、２番草収穫作業（144.2ha)、コーン収穫作業（48.3ha）を行ったほか、土づくり対策としての堆肥散布（13.4ha）と尿散布（16.3ha）を行った。事業初年度ということもあり事業量は多くはないが、村内農業者の関心は高まっており、今後、家畜糞尿処理施設が各農家に整備されていくにつれ、散布用作業機械が必要となることから、コントラクター組織への作業委託を推進することにより農家の各種負担軽減を図ることが可能となるほか、土壌条件等の影響により、草地生産量が目標値（3.7t以上/10a）に届かない地域が存在することから、コントラクターの有効活用・堆肥等の適正散布・土壌状態の健全化等の指導することが必要である。

その他の取組として、長年の懸案事項である村内草地における土壌酸性化に対処するため、10,000円/ha分の土壌改良資材の配布や、村外からの観光者等が最も目にする機会の多い国道沿いへの景観作物の植栽の実施、環境美化のための花の苗・種子・苗木の各戸配布、農業用廃棄物の戸別回収を行った。

・防散苦土炭カルの購入・配布（221t/年、配布戸数97戸）
・ミックスフラワーの植栽（長さ2,632m、幅3m）
・花の苗等の配布（花の苗 8,739本、苗木 252本、花の種 87袋）
・農業用廃棄物の回収（廃プラスチック47,960kg、農業用ビニール348kg）

３．取り組みによる効果

本制度の導入により、コントラクター組織が設立され、作業負担の軽減等が見込まれるとともに、所有機械の削減も可能となるため、経営費の節減効果が見込まれる。

また、各種の共同取組活動を通じて、野焼き・埋立等の不法処理が減少し、農業用廃棄物適正処理に関する意識向上が着実に進んでいるとともに、牛舎等施設周辺の環境整備の意識向上が進み、全村的に環境美化の意識が浸透してきている。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○生活・生産環境を整備し、担い手の定着を促進

生活・生産環境の整備のため、野積みされた堆肥の移動、農場周辺の舗装化等に補助を行い、担い手農家の定着を促進している。

1．協定締結の経緯

町農業のほとんどを酪農が占める状況で、乳質改善や家畜の個体管理などの全町的な課題について、農協や乳質改善協議会、酪農振興会連合会等の関係機関・団体等により、課題の一部に取り組んではいたものの、地域や農業者の意見に根差した取組は町内20の酪農振興会において行われていた。

協定範囲については、既存地域を越えた農地流動化の推進、共同取組活動の大規模化のため大きくするとの意見と、交付金返還時の危険を最小限にとどめ、共同取組活動に小回りが利き地域要望を反映しやすくするため小さくするとの意見があったが、協議を重ねる中で、事務を委託することになった農協の事務軽減も勘案し、町内を一つの集落として協定を締結することとなった。

集落協定の概要

市町村名	北海道川上郡標茶町（かわかみぐんしべちゃちょう）			
集落協定名	標茶（しべちゃ）			
対象地域	振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
25,099ha	―	―	100%	―
作目	―	―	牧草	―
交付金額	個人配分分			47%
4億33万円	共同取組活動分（53%）	役員報酬、事務費等		2%
		多面的機能増進活動（看板設置、砂利敷設等）		26%
		生産性向上・担い手定着（公共牧野管理、堆肥除去等）		25%
協定参加者	農業者	442人		
459人・組織	生産組織	17		

また、本制度の導入にあたり、１人の農業者や１地域の意見が全体のものとして協議される体制を構築するため、「標茶町中山間地域等直接支払制度推進協議会」を設立し、農業者主導による活動を目指し制度に取り組むこととした。

２．取り組みの内容

生活・生産環境の整備のため、交付金を活用して、野積みされた堆肥の移動や、廃屋や廃車の撤去、農場周辺の舗装化、交付対象外の農業者を含めた農業用廃プラスチックの適正処理経費への補助などを行っている。

・野積み堆肥の除去…107戸で実施
・廃屋撤去…13戸、22物件を撤去
・農場周辺の舗装化及び砂利等敷設…108戸で実施
・農業用廃プラスチックの処理…平成13年度で約100tを処理

また、農村景観を生かし都市住民にも開かれた地域づくりのため、地域と農場の入口への地域の特徴を生かした看板の設置や農村公園の管理経費の補助など、地域や農場の環境美化等を実施している。

更に、地域農業の担い手を育成するため、交付金を活用して、全協定参加者が年２回各種農業研修会に参加するための補助、後継者の婚姻時や家族の不幸の際の酪農ヘルパー利用のための補助、ＩＴ活動の促進等に取り組んでいる。

その他、農作業受託組織については、農協営コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧野等の農作業支援システムを確立し、推進するとともに、交付金を活用して、利用料の補助等の支援を行っている。

３．取り組みによる効果

本制度の導入を契機として、全ての地域において全参加者による話し合いが行われ、地域と地域農業の現在の課題、将来の姿について活発な議論が行われたことから、参加者内外の、地域づくりに対する意識の高まりと、積極的な参画が生まれている。

その結果、地域の環境整備・美化、地域農業の効率化・安定化、生活環境の改善に対する取り組み等が行われている。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○集落内外の担い手農家に利用権を設定

集落内の中核農家や集落外の個別協定農家が農用地を借り受け、農作業受託を行うことにより、担い手の定着を図っている。

１．協定締結の経緯

当地区では、高齢者の一人暮らし世帯が多いため、耕作放棄地の増加が懸念された。また、農用地の標高も村内では比較的高く生産条件が不利であるため、本制度に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、行政区の区長と集落の役員で検討され、集落総会にて合意形成された。

集落協定の概要

市町村名	愛知県東加茂郡下山村（ひがしかもぐんしもやまむら）			
集落協定名	大林（おおばやし）			
対象地域	特定農山村、振興山村地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
12ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
122万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		9%
		農用地に関する事項（法面管理、鳥獣被害防止対策）		18%
		水路農道管理（周辺林地の下草刈り）		18%
		その他		5%
協定参加者 25人	農業者 25人			

２．取り組みの内容

当集落には、高齢者のひとり暮らし世帯が多く、各農家での耕作が困難な状況である。そのため、集落内の中核農家や集落外の個別協定農家が農用地を借り受けたり、農作業受託を行うことにより、耕作放棄地の発生を防止するとともに、担い手の定着を図っている。

現在までに、利用権設定が集落全体で約4.7ha（うち集落内中核農家（３戸）224a、集落外個別協定農家158a）についてなされており、集落内外の担い手農家に集積されている。また、作業受託については２ha程度が見込まれる。

また、協定参加農家の１畜産農家から堆きゅう肥の提供を受け、集落内の農家婦人を中心に有機野菜の栽培を行っており、毎年11月には集落の祭礼時に農林産物の品評会を開催している。

３．取り組みによる効果

本制度への取組を通じて、利用権設定により農用地の貸借が容易になり、高齢者の耕作継続の負担が軽減されたことから、農用地の健全な管理が行われている。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○集落営農の法人化に向けた取組

交付金を活用して、農作業受委託等を促進し、機械・施設の整備を行ったことから、営農組合の活動が活発となり、法人化する動きが出てきた。

1．協定締結の経緯

当地区では、地区の全戸が加入する営農組合を組織し、計画的な大型機械の導入や作業の共同化・効率化を図ってきた。

そのような中で、直接支払制度が発足し、制度の目的である「農用地を守る」ということが、地域農業の担い手となる営農組合の活動目的と合致することから、営農組合を中心として、本制度を導入することとなった。

集落協定の概要

市町村名	兵庫県佐用郡南光町（さようぐんなんこうちょう）			
集落協定名	東徳久（ひがしとくさ）			
対象地域	特定農山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
43ha	100%	－	－	－
作目	水稲、ひまわり、大豆	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
504万円	共同取組活動分（100%）	農地法面、農道、水路の点検等		72%
		多面的機能増進活動（廃材・廃車回収等）		20%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		8%
協定参加者	農業者	113人		
115人･組織	生産組織	1		
	水利組合	1		

２．取り組みの内容

農業生産活動として、地域農業の担い手である営農組合を中心として、大型機械の共同利用による低コスト化及び農地集積を図るとともに、転作のブロックローテーションによる農用地の効率的な利用を図るなど、集落全体での生産体系を推進している。特に、平成12年度からは、農業者の高齢化等により農業生産活動が困難になった農用地について、営農組合が経営を受託し、農用地の管理を行っている。

また、平成13年度には、集落営農経営確立支援事業により「ミニライスセンター」を建設したことから、集落内の乾燥調製作業を営農組合が受託し、集落全体の営農コストの低減を図っている。

作業受託の内容	・田植え	20.8ha	
	・乾燥調製	15.0ha	
	・全作業受託	4.6ha	など

更に、転作については、団地化を図るとともに、作業を営農組合が全面的に受託し、一括管理している。転作作物として、景観形成作物であるひまわりを約７haの農用地に作付けし、開花時期には「ひまわり祭り」を開催するとともに、スイートコーンのもぎとり園や農産物の直売所、小・中学生の体験農園等を実施するなど、集落全体で都市住民との交流活動を展開している。

３．取り組みによる効果

共同施設の整備や営農活動については、費用負担を伴うことから、意欲はあっても実施に至らないことがあったが、本制度の交付金を全額共同取組活動分に充当することにより、営農組合の活動が一層活発となり、平成14年度には、営農組合が法人化する見込みである。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○農事組合法人に農用地を集積

認定農業者で構成する農事組合法人を地域の担い手として位置づけ、農用地の利用集積を推進している。

１．協定締結の経緯

当地区では、昭和62年から平成６年までに、ほぼ全ての農用地についてほ場整備を行い、10年前から全員参加の笠木営農組合により、共同機械を整備し、オペレーターによる農作業受託、共同作業を行ってきた。

以前より、営農組合の活動の充実、将来的な集落営農の考えがあり、営農組合がベースとなって集落協定に取り組むこととなった。

協定締結にあたっては、ほ場整備が終わっていることと、全員参加の営農組合があったことから、基盤整備済み農用地全てを対象農用地とし、地域の担い手として位置づけている認定農業者で構成する法人組織（農事組合法人かさぎ）も協定に参加している。

集落協定の概要

市町村名	鳥取県日野郡日南町（ひのぐんにちなんちょう）			
集落協定名	笠木（かさぎ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
75ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			56%
1,411万円	共同取組活動分（44%）	役員報酬		4%
		水路農道管理		25%
		多面的機能増進活動（周辺林地の下草刈り等）		5%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、機械購入等）		10%
協定参加者 70人	農業者 70人			

また、５年間の耕作は無理と思われた人もいたが、耕作できなくなったときは集落が責任を持って耕作放棄の発生を防止するということで協定への参加を図った。

２．取り組みの内容

高齢化が進む中で、平成６年に認定農業者を中心に農地の受け手となる法人組織（農事組合法人かさぎ）を立ち上げ、地域全体の担い手として位置付けている。構成員は現在16名であり、法人組織への農用地の利用集積も行われつつあり、現在までに約７haが法人に集積された。

集落協定の共同取組活動として、大豆の乾燥機・選粒機といった共同機械や多面的機能の増進として周辺林地の下草刈りを行うための刈払い機の購入を行い、営農組合の生産活動の充実を図っている。

３．取り組みによる効果

協定締結を通じて、営農組合の活動が充実し、共同作業に対する意識が強くなり、祭り等のみんなで行う地域活動も活発になってきた

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○営農組織の法人化に向けた取組

集落全員参加の営農組織「堤田営農研究会」を母体とした法人の設立に向けた取組により更なる集落の発展が期待される。

１．協定締結の経緯

当地区では、以前から様々な集落活動に積極的に取り組んできており、平成６年度の県単独集落営農事業から始まり、平成９年度の町単独集落営農継続事業を通じて、平成11年度に集落全員参加の営農組織「堤田営農研究会」が発足し、現在、多様な機能を持った各部会組織（９部会）が自主的に各種の集落活動を行っている。

しかしながら、昭和50年代中頃から実施した基盤整備がほぼ100%終了したものの、近年荒れ地が目立つようになってきて危機感を持っていたことや、営農研究会での活動や電気牧柵の維持管理等を通じ、集落内の農用地の保全と将来にわたって持続的な農業生産活動を模索し、調和のとれた集落形成を目指して地域が一体となって調査研究を行うこととしたことを契機に、営農研究会が集落協定の運営主体となって本制度に取り組むこととなった。

集落協定の概要

市町村名	島根県鹿足郡日原町（かのあしぐんにちはらちょう）			
集落協定名	堤田（つつみだ）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
31ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			0%
640万円	共同取組活動分（100%）	電気牧柵管理、共同防除薬品代の助成等		47%
		溜め池、水路等管理費（水利組合に支払い）		14%
		排水路、農道等管理費（自治会に支払い）		6%
		魚・昆虫保護、景観作物作付け等		33%
協定参加者	農業者	56人		
67人等	その他	11		

協定締結にあたっては、堤田営農研究会を母体とし、また、営農研究会は自治会との共同取組を行っていることから、非農家も含めることとした。なお、集落協定の運営は営農研究会が行っている。

2．取り組みの内容

集落全体が力を合わせながら自分たちの集落は自分たちで守る他に方法がないという考えのもと、明日の集落づくりのため、集落営農の法人化のために、交付金は全額共同取組活動分として使用し、営農研究会の各部会に配分している。

・耕作放棄地等の管理運営及び畦畔の草刈り点検（農地管理部会）
・農業機械、施設の共同利用の促進（共同機械部会）
・一斉防除による米の品質向上並びに適正な管理運営の推進（共同防除部会）

現在までに、荒廃農地の復元管理作業による農地管理、共同防除機・刈払刃研磨機の共同利用機械の購入による共同化の促進、集落営農の拠点となる施設の用地確保を行うとともに、平成12～13年度において「がんばる島根農林総合事業（県単事業）」を活用した視察研修、おいしい米づくり研究等のソフト活動を行った。

その他、営農研究会の活動として、イノシシ被害対策のための集落全体に対する電気柵の設置や、農産物直売所の運営も行っている。

3．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、集落営農組織の法人化について話し合いが進み、前向きに検討されるようになった。その結果、集落営農の拠点となる施設が整備されるまでには、法人を立ち上げたいとしており、更なる集落の発展が期待される。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○集落協定締結を契機として特定農業法人化

協定締結を契機として、営農合理化組合が特定農業法人となった。また、以前から計画のあったイノシシ牧場や直売所を、交付金を活用して運営している。

１．協定締結の経緯

当地区では、国営農地再編整備事業による基盤整備が平成８年に完了したことを契機に設立した「小国営農合理化組合」が、農作業の共同化による効率的な営農の展開を図っていた。

こうした取り組みの中から、「農地は地域全体の財産として地域全体で守る」という総意のもと、以前から直売所やイノシシ牧場の計画があり、交付金を活用すれば計画の実践に向けてはずみとなることから、営農合理化組合がベースとなり本制度に取り組むこととなり、集落協定の合意形成は円滑に行われた。

集落協定の概要

市町村名	山口県阿武郡むつみ村			
集落協定名	小国			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
20ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
246万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		5%
		水路農道管理		8%
		多面的機能増進活動（イノシシ牧場・直売所運営等）		22%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、機械購入等）		12%
		集会所整備		3%
協定参加者	農業者	13人		
14人･組織	生産組織	1		

協定範囲は、今までの取組の経緯から営農合理化組合の範囲とし、協定参加者は、組合に参加している農業者及び組合組織とした。また、営農合理化組合の役員が中心となって、合意形成を推進し、集落協定の役員も務めている。

２．取り組みの内容

「営農合理化組合」は協定締結時には任意組織であり、協定の取組として法人化へ向けての視察研修の実施を通じて、平成13年12月に特定農業法人である「農事組合法人小国ファーム」となった。

主な活動として、小国ファームがイノシシ牧場を整備・経営し、シシ肉の加工・販売を行うとともに、近隣の５集落と連携して協議会を組織し、村が整備した直売所を運営しており、直売所を利用したシシ肉及び農産物の販売を行っている。

その他に、農林作業の協業化及び受託の促進、共同利用機械施設の設置・運営、ブランド米促進のための共同取組による堆きゅう肥の施肥といった、営農の継続に向けた取組が行われている。今後、農産物の加工・販売にも取り組む計画であり、現在検討を行っている。

３．取り組みによる効果

営農合理化組合が法人化したことにより、10年間の利用権設定がなされ、農業生産の継続が確保された。今後は、集落外からの作業受託も推進していく予定である。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○営農集団を担い手と位置付け農作業受委託を促進

共同機械で共同作業を行っている営農集団を地域の担い手と位置付け、農作業受委託の拡大促進を図る。

１．協定締結の経緯

当地区では、平成５～８年にほ場整備を実施し、その後平成９年から、田植機やコンバインといった共同機械で共同作業を行う営農集団（構成員６名、耕作面積4.5ha）が、地域の担い手として活動している。

町から自治会単位で本制度について説明があり、集落としても高齢化で後継者がいなくて危機感を持っていたところだったので、本制度に取り組むこととなった。

協定の締結にあたっては、ほ場整備を実施したところを中心として、以前から祭り行事などによりまとまりのよかった自治会を協定範囲としており、また、町からの説明会には全員で参加しており、早くから合意形成が図られた。

集落協定の概要

市町村名	香川県綾歌郡綾上町（あやうたぐんあやかみちょう）			
集落協定名	四歩市上下（しぶいちかみしも）			
対象地域	過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
13ha	100%	－	－	－
作目	水稲	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
267万円	共同取組活動分			50%
協定参加者	農業者　28人			
28人				

２．取り組みの内容

共同機械で共同作業を行っている営農集団を中心として、研修等を通じてオペレーターの育成を行い、農作業の受委託を促進し、利用集積面積を拡大することにより担い手の育成を図り、今後は、営農集団を中心として、農作業受委託組織を育成することとしている。

その他の活動として、水路補修、ため池の下草刈り等の水路・道路の維持管理や、多面的機能を増進する活動として、法面の草刈り等の棚田の保全活動を行っている。また、合理的な水管理を行うために、パイプライン構想を推進することとしている。

３．取り組みによる効果

本制度に取り組むことにより、農地管理に対する意識が強まり、早い時期に作業を行うようになった。

また、全員で先進地への視察研修を行い、他集落（徳島県勝浦郡上勝町（かつうらぐんかみかつちょう））との交流が図られるとともに、共同取組活動を通じて集落内の世代間の交流が図られた。

＜担い手の定着に特徴のある事例＞

○営農組合による転作作物の作業受委託を促進

担い手農家が３名と少ない状況にあるため、地区の農地・農業を守るために、営農組合による転作作物の作業受委託を実施している。

１．協定締結の経緯

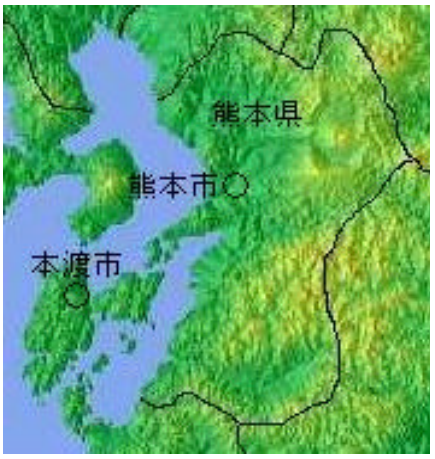

協定締結以前は、水田の基盤整備を実施したものの、農家の高齢化・兼業化により、水稲以外の土地利用型作物の作付けが進んでいなかった。

平成12年度からの転作制度（水田農業経営確立対策）により、旧宮地岳村地区でも宮地岳営農組合を組織し経営確立助成金の交付を受けることとなった。そのことにより、みんなで話し合って農業を行う雰囲気が生まれつつあった。

同時期に市より直接支払制度の説明を受け、農家の高齢化・兼業化により担い手の確保ができないと思われているところに、営農組合が組織化され担い手の確保が図られることで問題の解決ができるとして、協定の締結を進めることとなった。

集落協定の概要

市町村名	熊本県本渡(ほんどし)市			
集落協定名	宮地岳(みやちたけ)			
対象地域	特定農山村、半島地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
69ha	100%	－	－	－
作目	水稲、大豆、飼料作物	－	－	－
交付金額	個人配分分			50%
550万円	共同取組活動分（50%）	水路農道管理		13%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、機械購入等）		24%
		農業振興会事務費		13%
協定参加者 128人	農業者 128人			

協定締結にあたっては、市、ＪＡ本渡五和宮地岳支所、農業委員会等で協議し、営農組合が旧宮地岳村地区全体を対象としていること、営農組合の資金運用面で都合が良いこと、営農計画を地区全体で策定できることから、当地区全体を協定範囲とした。また、対象農家を一同に集めた集落座談会で説明を行うとともに、欠席者には、ＪＡと連携して説明を実施し、地区全体の連携により、協定締結に至った。

２．取り組みの内容

当地区は、農家の高齢化・兼業化が進み、担い手農家が３名と少ない状況にある。そのため、地区の農地・農業を守るために、営農組合による作業受託を実施している。主なオペレーターは、当初は認定農業者１名だったが、兼業農家及び非農家の中から個別に相談し、新たに２名を確保した。オペレーターを確保するには、それなりの仕事量（運営資金）の確保が必要であるため、転作作物（大豆、飼料作物）の作業受託を推進し、平成13年度には29.4haを受託した。また、委託農家に負担をかけないため、転作の経営確立助成制度に取り組み、1,378万円の経営確立助成金の交付を受けた。なお、水稲については、平成14年度から作業受託を始めることとなった。

・作業受託面積
　平成11年度　　0ha（集落協定締結前）
　平成12年度　22ha（大豆 8ha、飼料作物14ha）
　平成13年度　29ha（大豆16ha、飼料作物13ha）
　平成14年度　33ha（大豆18ha、飼料作物13ha、水稲）

また、農作業受託のためには、農業機械の確保も必要であり、農業機械の共同購入のために、直接支払制度の交付金の一部を積み立てるとともに（平成12年度275万円、平成13年度191万円）、集落全体で転作を行うことにより得られる助成金（特別調整水田助成金等246万円）も活用している。これにより、平成13年度には、トラクター、乗用田植機、モア（草刈り機）を購入し、作業受託用として使用している。

３．取り組みによる効果

水田の基盤整備を行ったものの、各農家が耕作できなくなった場合の不安を抱えていたが、オペレーターを確保し、営農組合が作業受託することにより、不安が解消された。また、機械の共同購入がスムーズに進むようになり、機械等への過剰投資が抑制され、農業の生産コストの削減につながった。だが、最大の効果は、地区の農地・農業をみんなで保全していこうという意識が生まれてきたことである。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○酪農家による１村１協定

交付金を有効利用するため、地区を超えて１村１協定を締結。また、家畜糞尿の適正処理を推進するため、堆肥散布作業の受委託を促進している。

１．協定締結の経緯

協定締結以前は、大きく分けて６地区の酪農集落で、各々に取組を進めてきたが、交付金の有効利用を図るため、地区範囲を超えて、１村１協定として取組をすることの効果が認識され、酪農経営の安定と課題解決に向けられている。

協定締結にあたっては、村、農協で各地区に回り、本制度の説明会を開催し、共同取組活動の内容を理解してもらい、全村の酪農家が１協定として取組を進める効果を認識して合意に至った。

集落協定の概要

市町村名	北海道宗谷郡猿払村（そうやぐんさるふつむら）			
集落協定名	猿払（さるふつ）地区			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
4,645ha	－	－	100%	－
作目	－	－	牧草	－
交付金額	個人配分分			50%
6,967万円	共同取組活動分（50%）	役員報酬		1%
		農地法面、農道、水路の点検等		1%未満
		多面的機能増進活動（廃材・廃車回収等）		10%
		生産性向上・担い手定着（農業機械購入等）		39%
協定参加者	農業者	79人		
80人・組織	生産組織	1		

２．取り組みの内容

これまで遅れていた家畜糞尿の適正処理を集落共同の課題として認識するとともに、共同取組活動として位置付け、トラクター及びマニアスプレッターなど堆肥散布機械等の購入を計画し、農協と集落で機械の管理と堆肥散布作業の受委託を交わし、堆肥の有効利用と粗飼料の確保を目指すこととしている。

近年は、生乳生産量の拡大を目指して、乳牛の飼養頭数の増頭がなされるとともに、搾乳を始めとした農作業に従事する労働形態も変化してきており、作業の分業化が大きな課題となってきている。こうした中で、家畜糞尿の有効利用と適正な処理については、委託することで、その解決策を見出そうとしている。今後は委託料等について見直し、一人でも多くの農業者に利用してもらうことで、目標の達成に繋げたいとしている（平成13年度は25戸利用）。

また、新規就農者対策については、猿払村新規就農者受入れ対策協議会と連携し、研修生の受入れに積極的に取り組むとともに、ヘルパー組合等で研修を積み研鑽を重ねている（平成12年：１名、平成14年：１名就農予定、現在２名が研修中）。

３．取り組みによる効果

農村景観を認識するようになり、農作業機械の廃車等の整理等が図られた。また、地区の案内看板を設置し、都市住民との連携を図ろうとしている。高齢者対策として、平成14年に花壇等の植付けや、管理をしてもらうことにより、地域集会場の環境美化に寄与することを期待している。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○営農組合が６協定の共通事務局を担当

営農組合が地域内の６集落協定の共通事務局を担い、集落間調整を図りながら、交付金の円滑な申請・精算事務を行っている。

１．協定締結の経緯

平成８年度に「農用地の効率的かつ総合的な利用を図り豊かな生活基盤の確立と生産活動の活性化と組合員相互の親睦を図る」ことを目的に、稲瀬地域内の農業者で構成する地域農業集団「稲瀬町国見営農組合」が設立され、担い手組織としての取り組みを行ってきた。

このことから、平成12年度に当組合が地域内６集落の共通事務局としての役割を担うこととして、本制度に取り組むこととなった。

集落協定の概要

市町村名	岩手県北上市（きたかみし）			
集落協定名	上台（うわだい）、上門岡（かみかどおか）第１、上門岡（かみかどおか）第２、水越（みずこし）、大谷地（おおやち）、内門岡（うちかどおか）（全６集落協定）			
対象地域	特認地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
113ha	99%	1%	－	－
作目	水稲	栗	－	－
交付金額	個人配分分			50%
2,355万円	共同取組活動分（毎年度総会の場で内訳を決定する）			50%
協定参加者 148人	農業者 148人			

協定締結にあたっては、集落協定の認定に向けて、要件該当可否の公正化や協定漏れのないように、稲瀬地域農業振興推進協議会に本制度に対応する専属事務局を設置し、制度趣旨の徹底と対象者への理解を図った。

また、共通事務局に国見営農組合を選任し、各集落の管理体制に係る集落間調整を図った。

２．取り組みの内容

地域内６集落の協定を管理するため、国見営農組合が共通事務局を担い、集落間調整を図りながら、交付金の円滑な申請・精算事務を行っている。

共同取組活動としては、水路・農道の管理、周辺林の下草管理等を行うほか、担い手の定着のための活動として、研修等への参加によるオペレーターの育成・確保や学習会、先進地研修等への参加を行っている。なお、国見営農組合には現在26名のオペレーターがいる。

３．取り組みによる効果

アンケートを行ったところ、「農用地の貸借権の設定、農作業の受委託面積が増加した。」、「世代間の交流や女性・高齢者の活動が活発になった。」、「農地法面や道水路の草刈り等がきれいにされるようになった。」、「寄り合いの回数や参加人数が増加した。」といった意見が寄せられている。

＜「連携」をキーワードとした事例（地域内外・地域間の連携に特徴のある事例）＞

○法人を設立し農用地集積・作業委託等を推進

特定農業法人の設立・育成及び専従者等の養成、法人への農用地集積・作業委託の推進、法人の協定への参加など、主に法人を中心とした取組を推進している。

１．協定締結の経緯

当地区では、協定締結以前から、既存４集落から構成される農地利用改善団体「小田代水稲栽培組合」の範囲内で地域農業についての合意形成や稲作全面協業を行ってきた。よって、協定締結の際も、当初は小田代水稲栽培組合の範囲を１つの集落協定で締結するとの考えであった。

一方、江刺市ではＪＡと市が連携を図りつつ集落営農推進に取り組んできた経緯がある。特にＪＡでは旧市町村にある支所単位で営農・生活の取組への指導を行っており、農家との関係も市に比べ密接であることから、制度推進の際もＪＡと関わりの深い農家組合単位で推進した結果、組合全体の範囲での協定締結には至らず、組合の一部及び農事組合法人により集落協定が締結された。

集落協定の概要

市町村名	岩手県江刺市（えさしし）			
集落協定名	小田代水稲組合（こだしろすいとうくみあい）			
対象地域	特定農山村、振興山村、過疎地域			
協定面積	田	畑	草地	採草放牧地
28ha	100%	―	―	―
作目	水稲	―	―	―
交付金額	個人配分分			25%
602万円	共同取組活動分（75%）	役員報酬		9%
		農用地に関する事項（法面管理）		18%
		水路農道管理		38%
		多面的機能増進活動（堆きゅう肥の施肥等）		3%
		生産性向上・担い手定着（農作業受委託、研修参加等）		7%
協定参加者	農業者	42人		
43人・組織	生産組織	1		

２．取り組みの内容

協定の取組内容として、特定農業法人の設立・育成及び専従者等の養成、法人への農用地集積・作業委託の推進、法人の協定への参加など、主に法人を中心とした取組を推進している。

また、高齢化等により管理作業が不可能となりつつある農家や不在地主の所有地の管理は法人職員によりなされているが、その他の農地所有者に関しては、たとえ法人に貸し付けている農地であっても畦畔除草と水路清掃の責任を負うことを義務付けている。これは地域構成員としての自覚を持ってもらい、農業からの完全離脱を防ぐための取り決めとなっている。

具体的な活動としては、農事組合法人アグリコーポ小田代の設立（平成12年８月）、法人への農用地集積（約5.2ha）・農作業受託の実施、転作大豆の団地化（約７ha）、隣接集落や非農家を交えた転作大豆の加工への取組、農地畦畔除草作業、用排水路・河川清掃・堤及び農道の草刈り、たい厩肥・稲藁鋤き込みの作業委託、バックホーの購入、小学校への体験ほ場の設置、各種研修会への参加など、様々な取組が行われている。

３．取り組みによる効果

本制度の導入により、従来からの農地所有者や法人職員による管理労働が費用化されたことや、共同作業に地域住民が参加することによって地域農業を守ることへの意識が変化してきたことから、地域のまとまりが出てくるとともに、農用地等の管理が徹底され、地域全体が「きれい」になった。

今後の農業活動または集落活動を維持していく為には、農業者のみならず、住民各層に対して制度の浸透を図る必要がある。